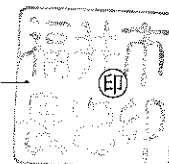


参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 9 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東川上集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人	1 経営体
個人	0 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落周辺に捕獲檻を集落で連携して設置し、鳥獣害を減少させている。今後も継続していく。
- ・鳥獣による被害を防ぐため、電気柵の設置に取り組んでいる。今後も継続していく。
- ・集落外から、担い手を受け入れて、農地を集積している。今後も後継者のいない農業者の農地を集積していく。

(別紙)

- ・ 集落の環境を保全するため、草刈や水管理等を行っている。今後も継続していく。
- ・ 今後は後継者のいない農地を集落外の法人に集積していく。